

令和8年度弘前市工場・IT整備資金融資制度実施要綱

(目的)

第1条 この制度は、中小企業者が市内に新たな工場等を新設し、又は増設するための資金を長期かつ低利で融資することで工場等の環境改善及び近代化を図り、もって地域経済の発展に資することを目的とする。

(融資対象者)

第2条 この制度の融資対象者は、次のいずれかに該当する中小企業者で、市内に工場等を新設、増設、若しくは取得するもの(土地を除く。)又は環境対策(粉じん、ばい煙、排出水、土壌汚染、騒音、振動、悪臭、産業廃棄物、地盤沈下又は光害の処理対策をいう。以下同じ。)のための施設若しくは設備を設置するものとする。

(1) 製造業を営む者

(2) 市の重点産業分野(食産業、精密産業、アパレル産業、健康医療関連産業、IT関連産業)に属する事業を営む者

(取扱金融機関)

第3条 この制度は、株式会社青森みちのく、東奥信用金庫及び青い森信用金庫(以下「取扱金融機関」という。)において取り扱うものとする。

(融資総額)

第4条 この制度の融資総額は、200,000,000円とする。

(実施期間)

第5条 この制度の実施期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(裏付資金)

第6条 市は、この制度の円滑な運営のため、融資実績により、100,000,000円を限度とし、新規実行が確認された翌月から、その融資実行額の2分の1に相当する額(その額が10,000,000円未満の端数があるときは、当該端数は切り捨てるものとする。)を、令和9年3月31日まで当該金融機関へ預託するものとする。

(資金使途)

第7条 この制度により融資された資金の使途は、工場等の新設、増設(機械設備購入を含む。)若しくは取得又は環境対策のための施設若しくは設備の設置に要する資金とする。

(融資金額)

第8条 この制度の融資金額は、1企業につき50,000,000円以内とする。

(融資形式)

第9条 この制度による融資は、原則として証書貸付の方法によるものとする。

(償還期間)

第10条 この制度により融資された資金の償還期間は、15年以内(次条ただし書の規定による据置期間を含む。)とする。

(償還方法)

第11条 この制度による融資の償還方法は、原則として割賦償還とする。ただし、2年以内の据置期間を設けることができる。

(利息)

第12条 この制度に係る融資利率は、長期プライムレートから1.5%優遇した利率以内とする。

ただし、算出した利率が0.9%を下回る場合は、0.9%とする。

2 融資期間中に長期プライムレートに変動があった場合には、前項の規定による優遇利率を基本として連動するものとする。ただし、当該変動後の利率は、変動のあった日の属する月の翌月から適用する。

(融資審査)

第13条 取扱金融機関は、借入申込があった場合は、令和8年度弘前市工場・IT整備資金融資制度融資審査協議書(様式第1号)により、その貸付けについて市と協議するものとする。

(報告)

第14条 取扱金融機関は、毎月15日までに令和8年度弘前市工場・IT整備資金融資制度実績報告書(様式第2号)により、前月中の利用状況を市長に報告しなければならない。

(その他)

第15条 この制度の略称を㊦とする。

2 この要綱に定めのない事項については、市と取扱金融機関が協議のうえ決定する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

弘前市長様

取扱金融機関名 _____

令和8年度弘前市工場・IT整備資金融資制度実績報告書(月分)

令和8年度弘前市工場・IT整備資金融資制度実施要綱第14条の規定により、下記のとおり弘前市工場・IT整備資金の利用状況について報告します。

記

前月末融資残高		当月中融資		当月中償還金額		当月末融資残高
件		件		件		件
円		円		円		円
融資先	取扱店	当初融資額	融資月日	償還期日	適用利率	当月末融資残高
合計						

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4としてください。

担当及び提出先：商工部商工労政課

電話：35-1135